

新小学校の校名募集要領について

1 趣 旨

令和10年4月に開校予定の新小学校（マキノ中学校の敷地内）の校名について、次のとおり募集する。

2 募集概要

マキノ東小学校、マキノ西小学校およびマキノ南小学校を統合して新たに設置する小学校の校名候補案

3 募集期間

令和7年4月1日（火）から同年4月30日（水）まで

4 応募資格

- ① マキノ地域にお住まいの方、お住まいであった方
- ② マキノ地域内の園・学校に通園、通学する児童生徒およびその保護者
- ③ マキノ地域内の園・学校に通園、通学していた方
- ④ マキノ地域内の園・学校の関係者

5 広報方法

- (1) マキノ地域内の園・学校を通じてのチラシの配付
- (2) マキノ地域の区長自治会長を通じてのチラシの全戸配付
- (3) マキノ地域以外の園・学校に通園、通学するマキノ地域にお住いの児童生徒の保護者へのチラシの郵送等
- (4) 市のホームページ

6 応募方法

- ① 令和7年3月26日発行の「協議会だより」号外に掲載の二次元コードおよび市のホームページに記載したURLからアクセスできる応募フォーム
- ② 市ホームページに添付の応募用紙（ワード）または令和7年3月26日発行の「協議会だより」号外の裏面に掲載の応募用紙を利用したEメール、郵送または持参の方法（教育総務課あて。ただし持参による場合はマキノ支所も可）

（郵送の場合の宛先）

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

高島市教育委員会事務局 教育総務部教育総務課

※応募点数は、1人につき1点とします。

※電話または口頭による応募は受け付けません。

7 応募内容

- ① 校名案（漢字、ひらがな、カタカナのいずれかを使用）
- ② 理由（理由やおもいを記載）
- ③ 応募者（氏名、住所、属性等）

8 校名案の選定方法

- (1) この募集結果を踏まえて「基本的な校名の基準」をもとに、「通学・学校運営支援部会」で校名案候補（1点または数点）を絞り込み、開校準備協議会において校名案を決定します。
- (2) 必ずしも、応募数が多い校名案を候補として決定するものではありません。
- (3) 決定された校名案については、「協議会だより」や市のホームページでお知らせする予定です。

基本的な校名の基準（考え方）

- ① 新しい学校をつくることから、現小学校と同じ校名は使用しない。
- ② 校名案の理由が明確である。
- ③ 他に同じ校名を有する小学校がない。
- ④ 校名から地理的なイメージがしやすい。
- ⑤ 漢字、ひらがな、カタカナで表記され、読み書きが容易である。
- ⑥ 児童にとって親しみやすい。
- ⑦ 児童、生徒、保護者、地域住民から賛同が得られる。
- ⑧ 地域の自然、文化、歴史等に合致する。
- ⑨ 市内他の小学校および中学校の校名と著しくバランスを欠かない。

9 その他

- ① 応募された校名に関する一切の権限は、市に帰属します。
- ② 応募者の個人情報については、本件校名募集に関する以外には使用しません。
- ③ 採用された校名案を応募された方の氏名公表またはご本人への謝礼等はありません。
- ④ 応募用紙は返却いたしません。
- ⑤ 採用にあたり応募された校名の一部を補正する場合があります。

10 問い合わせ先

〒520-1592

高島市新旭町北畑565番地

高島市教育委員会事務局教育総務部教育総務課

電話：0740-25-8558

Mail：kyoui-somu@city.takashima.lg.jp